

広島県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年十一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市原田町梶山田字白埴二五三五番一地从先 から 尾道市原田町梶山田字白埴山二二四五番一地从 先まで	一・五〇〇 三九・二〇〇	一・五〇〇 三九・二〇〇	四・〇〇〇 九・〇〇〇	一六一・〇〇〇 二〇五・〇〇〇	ダブルウェイ 一部解除 不用物件延長 一九五・〇〇〇 メートル